

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

「豊かな自然・豊かな資源・豊かな人材が融合するまち 四万十」

2. 地域再生計画の作成主体の名称

四万十市

3. 地域再生計画の区域

四万十市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域の概要

四万十市は、平成17年4月10日に旧中村市と旧西土佐村が合併（人口約38,000人）し、高知県西南部の「幡多地域」（3市2町1村）のほぼ中央に位置し、日本最後の清流「四万十川」が地域を貫流し、北西部は愛媛県との県境に接する標高1,000mを越える横の森（標高1,226m）や八面山（標高1,165m）などの「足摺・宇和海国立公園」の一部、黒尊山系の山地に囲まれ、南東は太平洋に開けており、山・川・海の美しい自然と温暖な気候に恵まれたまちである。

また、歴史的には、「土佐の小京都」と呼ばれ、5百余年前、前関白一條教房公が応仁の乱で戦乱に明け暮れる京都を避け、この地に下向し、京都に模したまちづくりを行い、今でも碁盤の目の町並みや、東山、鴨川といった地名などに色濃く引き継がれる幡多地域の政治、経済、文化、交通の中心地として、その役割を果たしている。

旧中村市と旧西土佐村の両地域は、四万十川という全国的にも知られる地域資源を共有し、合併したことにより、四万十川と共生するまちづくり、四万十川の環境保全、四万十川を活かした地域振興という、これまでの両地域の大きな課題に対し、より集中的に、より効果的に取り組むことが可能となった。

新市においては四万十川流域という地理的な特性を強くアピールし、その豊かな地域資源を活かした地域特産品づくりを積極的に行い、起業促進

や事業拡大により地域ビジネスを興していくことで、魅力あるまちづくりを実現することができる。

(2) 目標

日本最後の清流と言われている「四万十川」に代表されるような優れた自然環境を守りながら、その魅力を加味した地域特産品づくりを積極的に行い、その商品を徹底的に売り込み、外商を行うことにより地域の産業振興を促進する。具体的には農林水産業と商工業等、産業間の有機的な連携によって取り組む商品化やブランド化、あるいは新たなサービスの提供等を積極的に行っていく。また、地域の魅力ある農林水産物を加工、販売等の融合により、そこに住む人・経験・知恵に至るあらゆる「資源」と食品産業等の「産業」を結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す、6次産業化を推進する。こういった産業振興及び地域振興等の攻めの姿勢で雇用創出を図る。

① 農林業分野

「有機農業を中心とした新規就農者の育成と豊かな森林を活用した地域づくり～農・林で儲ける仕組みをつくり出す」

平成 24 年度～26 年度の雇用人数 27 名・創業者 17 名

② 商業振興分野

「地場の魅力を加味した地域特産品づくりと徹底した販売促進と地域ビジネスおこし～地域ビジネスの展開と新たな業態の雇用創出」

平成 24 年度～26 年度の雇用人数 61 名・創業者 11 名

③ U I J ターン分野

「ふるさとづくり四万十市～人は財産、地域外で培ってきた知見、ノウハウを四万十市のために活かす」

平成 24 年度～26 年度の雇用人数 16 名・創業者 8 名

5. 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

①「有機農業を中心とした新規就農者の育成と豊かな森林を活用した地域づくり～農・林で儲ける仕組みをつくり出す」

農業分野では、高付加価値型農産物（＝有機栽培）を主軸に、販売先（加工業者・流通業者等）のニーズに対応できるための生産計画や栽培計画などの栽培技術を学び就農につなげていく。林業分野

では、森林間伐、搬出のために必要な作業道の敷設技術を学ぶとともに手つかずの状態にある民有林の活用方法も学ぶ。さらに、雑木等を利用した新エネルギーの可能性も探り、雇用につなげていく。

②「地域の魅力を加味した地域特産品づくりと徹底した販売促進と地域ビジネスおこし～地域ビジネスの展開と新たな業態の雇用創出」

「四万十川」に代表されるような優れた自然環境を守りながら、その魅力を加味した地域特産品づくりを積極的に行い、その商品を徹底的に売り込み、外商を行うことにより、地域の産業振興を促進する。農林水産業と商工業等、産業間の有機的な連携によって取り組む商品化やブランド化、あるいは新たなサービスの提供等を積極的に行っていく。また、地域の魅力ある農林水産物加工、販売等の融合により、そこに住む人、経験・知恵に至るあらゆる「資源」と食品産業等の「産業」を結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す、6次産業化を推進する。こういった産業振興及び地域振興等の攻めの姿勢で雇用創出を図る

③「ふるさとづくり四万十市～人は財産、地域外で培ってきた知見、ノウハウを四万十市のために活かす」

四万十市への移住を促進していくために環境整備やいろいろな情報を的確に把握し、移住者のニーズにあわせて即座に提示できるように取り組み、「外の風」を地域に吹かせ、地域振興を目指すとともに移住者の起業や雇用創出をサポートする。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1

実践型地域雇用創造事業

(厚生労働省)

:【B0906】

事業の実施主体 四万十市雇用創造促進協議会
協議会メンバー

四万十市、高知県、中村商工会議所、四万十市西土佐商工会、社団法人四万十市観光協会、四万十市旅館組合、まちづくり四万十株式会社、四万十市商店街振興組合連合会、一般社団法人幡多広域観光協議会、四万十川観光遊覧船連絡協議会、四万十市観光振興連絡会議、中村市森林組合、西土佐村森林組合、高知はた農業協同組合、西土佐ふるさと市組合、西土佐外販部会、株式会社西土佐四万十観光社、中村料理飲食店組合

(1) 雇用拡大メニュー

- ① 販売流通促進講座
 - ・事業主や創業予定者を対象に、実際に地域商品などを取り扱っている企業やバイヤーなどを招へいし、四万十の素材を活かした魅力的な商品の提案や市場の動向を学ぶ。また、新しい販売方法や流通ルートなどの提案・助言も行う。
- ② 新規創業・事業拡大セミナー
 - ・事業者や創業予定者を対象に、地域素材の掘り起こしや新商品開発のヒント、既存の商品のブラッシュアップを行い、全国に通用する洗練された商品開発へとつながる研修を行う。
- ③ 85森林活用研修・林業効率化セミナー
 - ・森林組合及び四万十市内で作業道を敷設している建設業者を対象に森林間伐の際に必要な作業道の敷設のための技術研修。先進地にて中核となりうる人材の研修を行う。
- ④ 成果品公開セミナー
 - ・事業主や創業予定者を対象に、実践メニューによって開発された商品等の具体的な手法（ノウハウ）を公開するために開催する。そのノウハウを希望するものへ伝承、助言を行う。

(2) 人材育成メニュー

- ① 加工技術力向上研修
 - ・加工技術を向上させるために品目ごとの加工指導だけでなく、食品衛生や食品表示など専門的な知識を習得し、企業の中核を担え、即戦力となる人材育成を行う。
- ② 高付加価値農産物生産計画・技術力向上研修
 - ・高付加価値型農産物（＝有機栽培）を主軸に、販売先（加工業者・流通業者等）のニーズに対応できるための生産計画や栽培計画、ま

た品目・品種の選定、栽培技術を学び創業を目指す。

・先進地を訪問し、契約栽培や販路、作物の規格設定や出荷調整方法などのノウハウを学ぶ。

③ 販売・企画力向上セミナー

・企画立案、プレゼン方法について学び商談能力向上を目指す。

・インターネットを活用した（ブログ、フェイスブック、ツイッター他）情報提供や商品紹介、顧客の心をつかむホームページの運営方法などを学び、情報発信できる人材育成を行う。

④ 85森林活用研修

・林業求職者研修

四万十市にて今までに設置した作業道の検証や修繕方法、重機・チェーンソーを使った進化した作業道設置方法を学ぶ。

・民有林活用研修

手つかずの状態にある民有林の活用方法を考える。また、各地域にて副業的に出来る間伐方法や運搬方法を学ぶ。

・バイオマスエネルギー研修

価値のない部分の木材や雑木を活用したバイオマス燃料について学ぶ。

（3）就職促進メニュー

① U I J ターン就職促進事業

・事業推進員U I J ターン担当（兼務）を配置し、移住についての相談を受ける。

・事業推進員U I J ターン担当により、地域内の空き家情報の発信を行い、移住者が定住、就職・創業（人材育成メニュー等関連）できるための相談を受ける。

・移住者を待つのではなく、都市部で行う高知県経営者協会主催の就職相談会などに参加し、取り組みを進めていく。

② 情報発信事業

・協議会のホームページを再開し、セミナーの開催等や実践メニューの進捗状況等の事業報告を行う。（随時更新）

・協議会で開催する研修・講習の開催情報、実施した成果等をパンフレットにして発行して情報を提供する。（年に1回発行）

③ 就職相談事業

・ハローワーク等と連携して四万十市内でミニ就職面接会を実施し、地域求職者のニーズに的確にこたえていく。

(4) 雇用創出実践メニュー

① 四万十市商品開発販売促進事業

・「四万十川」に代表されるような優れた自然環境を守りながら、その魅力を加味した地域特産品づくりを積極的に行い、その商品を徹底的に売り込み、外商を行うことにより地域の産業振興を促進する。農林水産業と商工業等、産業間の有機的な連携によって取り組む商品化やブランド化、あるいは新たなサービスの提供等を積極的に行っていく。具体的には、ドレッシングなどの調味料、地域の特色を活かしたスイーツなどを予定しているが詳細は実践支援員を中心にして各団体、機関の意見等を盛り込んで取り組んでいく。また、地域の魅力ある農林水産物を加工、販売等の融合により、そこに住む人・経験・知恵に至るあらゆる「資源」と食品産業等の「産業」を結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す、6次産業化を推進する。具体的には、地域の特性を活かした農産物等を利用しての土産物用の漬物の加工販売などを当初の予定としているが、これも各団体や機関の意見を参考にしながら推進していく。こういった産業振興及び地域振興等の攻めの姿勢で雇用創出を図る。

5-3-2 その他支援措置によらない事業

① 幡多広域観光協議会

・幡多広域市町村圏を構成する6市町村と観光協会（5市町）が連携を密にしながら、教育旅行等交流人口の拡大を図るために必要な施策や基盤整備を推進し、観光の振興と地域の活性化に貢献する。

② 商店街活性化モデル事業

・中村商工会議所や商店街振興組合連合会が主要メンバーとなった実行委員会が商店街を舞台とした土佐一條公家行列「藤祭り」を行い、四万十市民に郷土の歴史や文化に対する誇りと自身を育むとともに、ゴールデンウィーク期間中の本市への集客を高めることにより、各商店街の活性化を図る。

③ 商店街等活性化事業

・商工会議所、まちづくり会社、商店街振興組合等が行う活性化のソフト事業に対し経費の一部を市が補助することで、中小小売・卸売業の振興、商店街の活性化を図る。

④ 四万十市中小企業振興資金

・中小企業の経営安定化に必要な資金を融資し、金融の円滑化を図ることで企業の振興に資することを目的に、市が資金需要を勘案して必要額を取扱金融機関に無利子で預託し、取扱金融機関は預託金

の3倍相当額を中小企業者に融資する。

⑤ 中心市街地活性化基本計画

・中心市街地活性化法の改正に基づき、市街地の衰退に歯止めをかけるために四万十市中心市街地活性化基本計画を策定した。平成20年7月9日に国の認定を受け、「賑わいと回遊性のあるまちづくり、安心・安全 住みやすいまちづくり、商店街の再生による魅力あるまちづくり」を基本方針として全市的な活性化を図っている。

・計画では、四万十川観光と商業の一体的な発展を図るとともに、新市庁舎、図書館、物産館の建設など賑わいの拠点を創出し、中心市街地を核として市全体が活性化するような各種事業を展開している。

⑥ 空き店舗対策事業補助金

・中心市街地に属する商店街の空き店舗を活用して新規創業者や事業拡大等を行おうとする事業者に対し、店舗改装費用の一部を補助することで空き店舗の解消と商店街の活性化を目的とする。

⑦ 観光情報発信事業

・本市の魅力をふんだんに取り入れた観光パンフレットやポスターを作成し、積極的に情報発信することにより観光客誘致を図る。

⑧ 四万十観光キャンペーン事業

・現在実施しているそれぞれの観光的な取り組みをさらに充実させ、年間を通じたストーリー性のあるものにまとめて、広く周知活動を行い通年型・滞在型の交流人口拡大を目指す。

⑨ 観光客誘致促進事業

・市内の生活文化や観光資源を活かしたイベントの開催や観光客の誘致促進事業、ガイド育成、受入体制の整備などを実施し、誘客増大を図る。

⑩ 広域圏観光客誘致促進事業

・四万十川流域及び四国西南地域や近隣市町村と連携し、他見での観光キャンペーンや観光物産展等を実施し、広域圏としての誘致促進事業を行う。

⑪ 新規就農者の研修制度

・西土佐地域

研修終了後、市内で就農する意欲のある新規就農希望者を対象に、四万十市西土佐地域の認定農業者で組織する受入組合の農家での実践的な研修と、(財)四万十市西土佐農業公社での2年間の専門技術研修があり、その制度に対し市が経費の一部を負担して農業後継者の育成と確保を図る。

・中村地域

研修を通じて栽培技術と農業の経営感覚を養い、将来の本市農業の担い手を育成する。

⑫ 高知大学との連携事業

・「四万十川の環境保全」、「内水面漁業の振興」、「学術情報の提供及び講師の派遣協力」等に関する事業を高知大学と共同で取り組むための「官学連携事業の推進に関する協定書」を平成 19 年 6 月 5 日に調印した。これにより、天然スジアオノリの生産量アップのための事業等を通じて新たな産業を起し、雇用の創出や所得の向上を図る。

⑬ 地域の特産物を加工した食料品加工

・西土佐地域において地域の特産物であるユズ、クリ等の製品（ユズドレッシング、栗渋皮煮等）ができ、加工品（栗ペースト）づくりにも取り組んでいる。また、出荷、販売体制づくりを図るとともに、製品の P R 活動に取りくんでいく。併せて、栗園の整備によって栗の生産体制の確立を図っていく。

また、中村地域においては、農林水産業と商工業等、産業間の有機的な連携によって取り組む商品化やブランド化、あるいは新たなサービスの提供等、商品企画・開発段階から加工、販路拡大にいたるまでを総合的に支援し、地域の特産物及び新たな特産品加工に向けて体制づくりに取り組み、さらなる振興へと導いていく。

⑭ リサイクルの推進

① 家庭ごみ収集運搬業務

平成 17 年度から家庭ごみの収集運搬業務を民間に全面委託し、平成 21 年度からは 3 業者から 4 業者に委託業者を増やすことで、地域雇用の創出を図ってきている。

② 剪定木等堆肥化事業

平成 22 年度から家庭や公共施設等からごみとして排出されている剪定木や刈草を破碎処理し、堆肥化する事業を開始することで、雇用を創出してきた。

⑮ 木材・木製品製造業

・西土佐地域

成熟期を迎えつつある良質材を効率的に搬出間伐することにより、森と木材の価値を見直し、地域の所得向上と雇用機会の確保及び林業従事者の育成を図る。また、貴重な山林資源の有効活用のために、地域産材を地域で加工し特産品としての付加価値を付けて売り出していく。

- ・中村地域

全国的にも知られている四万十ヒノキを、建築用材として在来工法住宅への活用を図ることにより、新たな消費の拡大が見込めるので、四万十ヒノキを使ったモデルハウスを活用した住宅建築相談、公共建築物への活用などを進める。

⑩ 企業誘致

・化学工業分野及び製造分野（一般機械器具製造業、精密機械器具製造業）の企業誘致を図っている。また、税制面の優遇措置として、条例に基づき固定資産税の不均一課税等を実施している。

6. 計画期間

認定の日から平成27年3月末まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、毎年度事業利用者への調査を行い、状況を把握・公表するとともに、四万十市雇用創造促進協議会等で、内容の見直しや諸事業に対する評価を行う。

また、計画終了後には四万十市雇用創造促進協議会等で達成状況の評価を行う。